

審議会等会議録

審議会等の名称	平成 29 年度第 1 回山口市人権施策推進審議会
開催日時	平成 29 年 6 月 30 日（金曜日） 14 : 00 ~ 16 : 00
開催場所	山口総合支所 会議室棟 C 会議室
公開・部分公開の区分	公開
出席者	井原貴美、久保田文子、島田愛子、清徳睦美、中野肇子、西山香代子、林道彦、福永由美、松原幸恵、山田圭介 10 人（敬称略、五十音順）
欠席者	泉勝幸、岩本勉、高木和文、原田秀利、柳井敏和 5 人（敬称略、五十音順）
事務局	兒玉地域生活部長、宮崎地域生活部次長、水津人権推進課長、河上人権推進室長、吉富主幹、丸児主査
議題	山口市人権推進指針分野別施策について
内容	<p>次第に基づき以下のとおり進められた。</p> <p>1 部長あいさつ</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p><議長></p> <p>議事「人権推進指針分野別施策」について、事務局から説明をお願いします。</p> <p><事務局></p> <p>資料 1 ~ 4 を基に説明</p> <p><議長></p> <p>まずは、「市民一人ひとりの人権が尊重されたまちをめざして」という人権推進指針の副題についてですが、現在は表現が受動態になっているので、これを「市民一人ひとりが人権を尊重するまちをめざして」という能動態に変えてはどうですかという提案をいただきましたが、皆さんどうでしょうか。</p> <p><委員></p> <p>特に、異議はありません。</p> <p><議長></p> <p>それでは、副題については能動態に変えるということで賛成をいただきました。次に、資料 3 の分野別施策項目の改定案について御意見をいただきたいと思えます。</p> <p>具体的には、現在の項目で「女性」となっているのを「男女共同参画」に、「その他の人権問題」の項目中に入っていたものを独立した項目にする。そして市民意識調査の結果を踏まえて新たな人権課題を「その他の人権問題」に盛り込むということですが、全般的に見て御意見ををお願いします。</p> <p><D 委員></p> <p>表現の問題ですが、「課題」と「問題」が混在していると思います。「問題」を解決するためにしなければならないことが「課題」だと思いののですが、そうすると、例</p>

えば、「プライバシーの保護」や「インフォームド・コンセントの推進」は「課題」で、「インターネットによる人権侵害」は「問題」ですよね。確かに、県の指針も表現については混在していますが、少し納まりが悪いように感じます。「問題」で表現を統一してみてもいいでしょうか。

<議長>

言われるとおり、「保護、推進」というよい方向性のものと、「問題、侵害」というような現状の課題が混在しています。表現について、事務局の方で御意見はありますか。

<事務局>

事務局といたしましては、各項目ともその中の説明文で具体的に表現することができるので、委員の皆様が統一した方がよいという御意見でしたら、「問題」ということで統一してもよいと思います。

<議長>

表現の統一について、委員の皆様はどうでしょうか。

<委員>

統一した方がよいと思います。

<議長>

それでは、「問題」という表現が多いので改定案を作成される際は「問題」で統一するというところでお願いします。その他、分野別項目について御意見はありませんか。

<F委員>

項目案のその他の人権問題の中にある「フリーターなど非正規雇用」についての意見です。今回、「女性」というのを「男女共同参画」へ項目名を変更される案となっていますが、これは国が働き方改革ということで多様な生き方、働き方というダイバーシティを推進しており、男性が仕事に行き、女性は家庭の事をするという時代から、今は男も女も働ける仕組みに変わろうとしている状況です。

よって、多様な働き方ということから「男女共同参画」の項目に入れることができると思うので「フリーターなど非正規雇用」というのを特別に出すことはどうかと思います。

<議長>

その他の人権問題のフリーターなどの非正規雇用については男女共同参画の働き方の問題に関わることなので、「その他の人権問題」の方ではなく「男女共同参画」の方に盛り込むという御意見でしたが、委員の皆様の御意見をお願いします。

<I委員>

社会一般的な問題意識としては、男女共同参画の問題と労働における正規と非正規の問題は別のイメージを持たれている方が多いと思います。確かに関連するところはあるのですが、これは分けて考えるべき問題だと思います。

<議長>

委員の皆様の御意見はどうでしょうか。

<E委員>

I 委員さんに同感です。

<議長>

個人の意見としては、非正規雇用の問題だけではないように感じています。それは、市民意識調査の自由意見でブラックバイト等に関する意見や、正規、非正規雇用に関係なくパワハラについての意見があったと思います。これらをどの項目に入れることができるか考えたとき、働く人の権利の問題として、「その他の人権問題」に入れられないかと思います。「男女共同参画」に入れることについてはもう少し検討してはどうかと思います。

<F 委員>

確かにパワハラやセクハラ等の問題があると思います。これは大きな問題であるので、「その他の人権問題」に入れ込むのではなく、一つの項目として挙げることも考えられますか。

<議長>

市民意識調査からの意見を反映させて、今回「その他の人権問題」の中に挙げられたのだと思いますが、雇用の問題は細かく見ると幅が広く「その他の人権問題」の中に入れ込む分量ではないようにも思います。事務局としての御意見はどうでしょうか。

<事務局>

捉え方は様々だとは思いますが、国の関係や県の関係、また市の違いはありますが、この件については、次回の審議会（中間報告）までに再度事務局で整理させていただきたいと考えております。よって、この場では結論は出さないこととさせていただきます。

<議長>

色々な考えがあると思いますので、検討していただきたいと思います。

それでは、他の項目について、意見を頂きたいと思います。

<G 委員>

市民意識調査の結果を基に改定案を作成されたのは、山口市らしい良い点だと思います。

確認したいことは、県は10の項目立てとなっており、「その他の人権問題」の中に含めるものも市とは違っていると思います。個人的には、市独自のものの方が良いと思っていますが、県との関係や整合性もあると思うのでそのあたりはどうでしょうか。

もう一つは、この市民意識調査の結果をどう生かすかが重要であると思います。前回の調査結果との比較をグラフ等で示され説明されましたが、新しい項目については重点になると思います。

表現方法になるのですが、例えば新しい問題については、黒字や太字で表すことにより生かされ方が変わってくると思います。

<議長>

県の指針との整合性という問題が出ましたが、委員の皆様の御意見はどうです

か。

これについては、事務局としてはどのように考えておられますか。

<事務局>

改定案については今回の市民意識調査の意見を反映させていただきました。よって、県の指針を参考にはしますが、全く同じものにする必要はないと考えております。

<G 委員>

県と市の「その他の人権問題」についての整合性はどうでしょうか。

<事務局>

県は「その他の人権問題」という項目はなく、それぞれの問題等を項目として挙げています。

市は、それぞれの項目の一つに「その他の人権問題」があり、その中でさらに問題等を挙げています。

<G 委員>

それぞれの項目について、仕分けをして絞り、最後に「その他の人権問題」に数点の人権問題を含めるということですか。

<事務局>

そうです。

<E 委員>

市民意識調査の結果を反映させているものであるのであれば、県との整合性というよりは、山口市独自のものでよいと思いますがどうでしょうか。

<D 委員>

私も全くの同感です。今後10年の指針となると、ここに挙げている新しい項目というのは消えることがなく、大きくなる問題であると思います。自分は高齢者でも障がい者でもないので、人権問題は関係ないと思っている方がたくさんいらっしゃいます。でも、ここにあるプライバシーやインターネットという文言を見ると、他人事ではないと思う方が増えると思います。よって、このあたりは個別の分野別施策項目として挙げるべきだと思います。

<議長>

県との整合性について、事務局の方もそこまでこだわらないということでありますし、委員の皆様も山口市独自のものをという御意見でありましたので、そのような方向性をお願いします。

また、市民意識調査を生かしたものをという御意見についてですが、趣旨について再度説明をお願いします。

<G 委員>

各項目の内容について、市民意識調査での意見を基に文言が変わってくると思います。例えば、資料1より、女性に関することであれば、男女の固定的な役割分担意識を押しつけることや、職場でのセクハラについてのポイントが増加しています。つまり、ポイントが高かったところについて、項目を挙げた上で太字にし、重点的な項目であると分かるように表現してはどうかと思います。

<議長>

分野別施策の項目名だけでなく、その中の文面の中で表現を工夫するというイメージでよろしいですか。

<G 委員>

はい。そうです。

<議長>

改正案を作るときに、強調する等の工夫をしていただきたいと思います。

<事務局>

表現方法については、具体的にはどうなるかは分かりませんが、市民意識調査での意見は反映させていきたいと思っています。

<C 委員>

確認ですが、各項目について、今後、内容について修正等加えていくと思いますが、その作業の段取り等についてはどうなっていますか。

<事務局>

次回8月は分野別の現状と課題についての素案を審議会開催前に送付させていただきますので、その内容について御審議いただきます。そして再度調整したものを作成しますので10月の審議会にて確認していただければと思います。

<議長>

今、分野別施策の項目について審議していただきましたが、その他御意見がないようであれば、次に資料4の分野別施策の推進に関わることで、新たな項目として掲載予定のものについて、その方向性について御意見を頂きたいと思っています。

<D 委員>

資料4の中で、「山口市の基本方針」については、もっともなことが書いてありますが、これをもう少し膨らませることはできませんか。

それと、性的少数者について「山口市の現状と課題」で、学校の教職員が最も高く53.3%となっていると書かれていますが、これだけでは分かりません。この55.3%とは、報告書のP121にある数字であり、この問題について山口市人権推進指針に盛り込むべきと思っている方の職業別割合の数字なのですが、説明が不足していると思います。

<議長>

事務局としてはどうでしょうか。

<事務局>

これは、現状の山口市人権指針でその他の人権問題にあるもので、今後、新たな分野別施策の項目として挙げる方向で考えているものですが、挙げる事が決まれば、次回までに詳しい内容にしたいと思っています。

<議長>

資料4については、現状の人権推進指針に書かれているものを簡単にまとめたというイメージです。よって、これをベースに盛り込むべき内容や変えた方がよいというものがありましたら、御意見をいただきたいと思います。

<議長>

個人的な意見としては、プライバシーの保護についてですが、「山口市の現状と課題」に書かれているのは、現人権指針を踏まえた形になってはいますが、個人情報保護法が改正され、個人情報の定義が細かくなり、見直されていると思いますが、事務局としてどのようにお考えですか。

<事務局>

「山口の現状と課題」に全ての法律の改定を掲載するかどうかということもありますが、可能な範囲で掲載したいと考えております。

<G 委員>

資料1の市民意識調査の結果を見ると、外国人の人権や感染症患者のことなど、「分からない」という意見が多く、「知らない」ということや「知らせていない」ということが課題であると思います。どう啓発していくかというのがなかなか難しい問題であると思います。

<議長>

今の御指摘についてですが、別の項目でも自分が関係していないところは知らないということは多くの人にありがちです。それらをそのまま放置するのではなく、別のところでは被害にあっている人がいるという部分を見せていくべきという意見はあります。自分自身はそのような立場ではなくても、人ごとではないと思えるような書き方を検討していただければと思います。

<議長>

その他に何かございませんか。

インフォームド・コンセントの推進について個人的に思ったことは、セカンドオピニオンについて入れられないかと思います。患者が主体的に考え、意見を聞く選択肢の問題なのですが、どうでしょうか。

<事務局>

どこまで盛り込むかということについては、また次回までに検討したいと思います。

<議長>

取り上げるかどうかは事務局の判断ということになりますが、委員の皆様にはこの機会に、意見を上げていただきたいと思います。

<G 委員>

市の人権指針を知らないという人が79.2%もいるのが問題であると思いますが、知らない原因を考えてみる必要があると思います。それは、アピールが少ないのか、それとも指針そのものの体裁に問題があるのかということです。両方あると思いますが、私は体裁が良くなれないかと思います。県の指針の方が色合いなど良いと思います。手に取りたくなるようなリーフレットとしての課題もあると思います。

<議長>

内容面もですが、見せ方にも問題があるという御意見でした。見せ方について工夫はできるでしょうか。

<事務局>

重要な指針であるので、どこまで簡易なものするかは決めかねています。これまで、周知方法についても問題があり、足りてなかったと考えています。現在は、講座等開催時には、指針を配るだけではなく開講時に指針について説明をするというような工夫をしています。まずは、アピール方法について力を入れたいと考えております。

<F 委員>

現在、市では市内の地域交流センター等にて人権学習講座を開催されています。先日、私も参加したのですが、冒頭で担当の職員が人権指針について趣旨等について説明されていました。とても分かりやすかったですし、地道な努力をされていると思いました。また、今までにない視点の話も取り入れられるなど、着実にやられており、市の姿勢が伝わってきました。とても良いことだと思いました。

また、リーフレットについては、文字サイズが小さいよりは大きい方が当然読みやすいと思います。私は、今の文字サイズで調度よいと思います。

<G 委員>

私もリーフレット等発注することがあるのだが、印刷会社は、デザイン等についてアイデアを持っていて、また、こちらの要望等も聞き入れてもらえます。プロの声も聞き入れながら作っていただきたいと思います。

<A 委員>

性同一障がいについては、子どもの頃から自分にも相手にも人権があるということを教育の中に取り入れることが必要だと思います。当然、性同一障がいに限らず、インターネットの問題なども教育の場で教えていくべきだと思います。人権課題については多岐に亘るので教育委員会と連携を取りながら進めていただきたいと思います。

<議長>

改訂版を作成すると同時に周知についてアイデアを考えていく必要があると思います。現状では、指針の本体をまずはしっかりと作らないといけません。しかし、関心の無い人が手にとって見てくれるようなものを作る必要があります。今は、指針の本体と概要版の2つですが、これをさらに啓発用のチラシを考えてはどうかというのが前回も議題になったと思います。事務局としてはどうでしょうか。

<事務局>

発想としてはよいとは思いますが、予算との関係があり指針本体と、概要版を作成することしかできません。概要版については多くの方に配りたいと考えていますので、そちらの予算を削ることも少し難しいです。

<議長>

最近ではインターネット利用者が多く、市民意識調査の結果でも情報は市のホームページから得るという方が多かったと思います。紙媒体だけではなく、ホームページで目を引くページを作るという見せ方の工夫をすることでコストの問題も解決するのではないかと思います。今は指針を作ることが優先であると思いますが、将来的には考えていただきたいと思います。

<D 委員>

前回の会議でも啓発カードについて提案させていただきました。人権を侵害されたと感じたとき、法務局や市に相談に行かれた方は少ないという調査結果も出ています。どこに相談に行けばよいか分からない人もおられるので、カードの設置を検討してほしいと思います。

<B 委員>

人権相談についてですが、私は人権擁護員として携わっています。相談に来られた人に、ここの情報をどこで知られたか聞くと電話帳という回答が意外と多いです。相談先の周知については、これまでは社協だよりに掲載してもらえなくなり、市報はどうかと相談したが紙面の関係上難しいと断られました。過去には市民に全戸配布をしたこともありますが、そのときは相談件数も多かったです。今は、各交流センターにチラシを置いてもらったり努力はしているのですが、周知というのがテーマという状況です。

<E 委員>

私は、民生児童委員をしています。地域で、こんな問題が起こったときには、ここに相談したらよいというのを繋ぐ役割をしています。各問題の相談先の電話番号などの情報を、指針の裏側にでも掲載していただけないかと思います。また、一番身近な相談先ということで、民生委員を入れていただきたいです。そうすることで、相談しやすくなると思います。

<H 委員>

私は、学校の中で貧困、虐待、家庭問題などがあつたときに関係機関に繋ぐ役割をしています。助けを必要としている人が、助けを求める相手がどこにいるか分からないという場合があります。インターネットで調べたり、いろんな手段が使える方と違い、自ら動くことが難しい人たちがおられます。せっかくリーフレットを作られるのであれば、相談機関を掲載することで手に取りたくなるようなものができると思います。困っている人を主体にまずは、分かりやすいリーフレットを作っていただきたいです。

<B 委員>

同じような話にはなりますが、相談先の情報が掲載されているリーフレットであれば、もし自分が困ったときはここに連絡しようということで、大切に保存はされると思います。相談先の記載は良いことだと思います。

<議長>

周知方法、見せ方、リーフレットの書き方など色々な方法が必要であるので、また意見を出し合っていけたらと思います。市も審議会での意見を踏まえたものを作ってほしいと思います。

続いて、性的マイノリティーの問題ですが、資料4では性的少数者 LGBT 等と書かれています。LGBTQ という書き方もありますが、記載方法について御意見はありますか？

性的少数者については、LGBT が浸透しているが、細かく見るとこのカテゴリーに入らない人もいるという御指摘だと思います。よって、「等」を付けられていると思いますが他の機関では配慮して「Q」という記載方法のところもあります。

この表現についてどうするか御意見はありますか。

今、ここで御意見が出ないのであれば、今後、市が開催する講座でも性的少数者についての内容がありますので、これらの講演などを参考にしながら、情報収集をするということにしたいと思います。

<事務局>

分かりやすいということで、「LGBT」という表現を使っていますが、指針等の本文の中では、「性的少数者」という表現になるのではないかと今のところ考えています。

<議長>

「性的少数者」という言葉が無難であるという部分ではありますが、「少数者」という言葉に違和感を持つ人もいると思います。よって、今ここで決めることをせず、課題として情報収集してはどうでしょうか。

<委員>

了解です。

<F委員>

資料3の「その他の人権問題」の中にある「フリーターなどの非正規雇用」について、「フリーター」自体は問題ではなく、多様な働き方がある中でそれを選んでいる人もおり、その働き方が悪いわけではなく、それを差別することが問題であるので、そのあたりを分かるようにしてもらえればと思います。

<議長>

事務局においては、素案を示す中でそのあたりを考えていただきたいと思います。

<B委員>

「その他の人権問題」の「環境問題」について、これが人権問題なのかどうか、と思うところがあります。市民意識調査でも特に無いですし、また県の方では大きなテーマで環境とありますがどこに入れたらよいのか引っかかっています。

<議長>

そうですね、「環境問題」については、項目しか出てきていないのでどう取り扱うかは、次回の素案が出てきたものを見て考えたいと思いますがよろしいでしょうか。

時間の方も押してきましたので、また意見がある方については、事務局の方へ出していただきたいと思います。ただし、8月下旬に素案を示すという時間的問題もあると思いますので、追加意見の期限について事務局の方としてはどうでしょうか。

<事務局>

今段階では、スケジュール的なことを考えると御意見については来週中までにお願ひしたいと思います。

<議長>

今回、欠席の委員さんへも追加意見についての御案内をお願いします。それでは閉めさせていただきます。

	<p><事務局></p> <p>4. その他</p> <p> 次回の審議会では人権推進指針案について協議していただく予定です。今年度はあと2回開催予定であり、次回は8月下旬を予定しています。</p> <p>5. 閉会</p> <p> —以上で会議を終了した。</p>
<p>会議資料</p>	<p>資料1：人権に関する市民意識調査結果（前回比較）</p> <p>資料2：人権に関する市民意識調査自由意見欄</p> <p>資料3：分野別施策項目（案）</p> <p>資料4：分野別施策の推進（その他の人権問題）</p> <p>参考資料1：山口市人権施策推進審議会委員名簿</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>地域生活部人権推進課人権推進室</p> <p>TEL 083-934-2867</p>